

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第50号

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例

四日市市特別会計条例（昭和39年四日市市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 三泗鈴亀農業共済事務組合清算</u> <u>特別会計</u> <u>農業共済事業</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財政経営部財政課)